

山医発第 1191 号
令和 7 年 1 月 6 日

各郡市医師会長 様

山口県医師会
会長 加藤 智栄
(公印省略)

酸素の購入価格に関する届出

標記について、保険医療機関は「当該年の 4 月 1 日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の単価並びにその算出の根拠となった前年の 1 月から 12 月までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価及び酸素の容積」を、当該年の 2 月 15 日までに中国四国厚生局長に届け出る必要があります。

つきましては、貴会所属会員へ届出漏れのないようにご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、届出方法や様式は中国四国厚生局ウェブサイトに掲載されておりますので、ご活用ください。

記

中国四国厚生局「酸素の購入価格に関する届出」

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/sanso_konyu/index.html

お問い合わせ・提出先

中国四国厚生局 山口事務所 審査課

〒753-0094 山口市野田 35-1 (山口野田合同庁舎 1 階)

TEL:083-902-3171/FAX:083-932-8508



※インターネット環境がない等の理由により、ウェブサイトから報告様式をダウンロードすることが難しい場合は、任意の様式に保険医療機関名、医療機関コード、電話番号、FAX 番号及び「酸素の購入価格に関する届出書」を送付してほしい旨を記載の上、中国四国厚生局山口事務所まで FAX にてご依頼ください。

山口県医師会 医事・保険課
TEL083-922-2510/FAX922-2527